

第1編 総則

頁	改正案	現行																																																														
1-21	<p>第2章 防災体制 第2節 防災体制（略）</p> <p>2 職員の配備区分</p> <p>(1) 職員の配備体制</p> <p>各配備体制における配備基準等については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="311 504 1528 1638"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>対象職員</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">予備体制</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき</td> <td rowspan="2">危機管理監が定めた者</td> <td rowspan="4">主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警戒級の可能性「高」が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1号体制 (注意体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき</td> <td>・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき</td> <td>危機管理課の主幹級以上の職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号体制 (警戒体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき</td> <td>・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員</td> <td rowspan="2">災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき</td> <td>危機管理課職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号体制 (緊急体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき</td> <td>全職員</td> <td rowspan="2">応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき</td> <td>・災害対策本部員 ・災害対策本部要員 ・必要に応じて全職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号体制 (非常体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき</td> <td rowspan="2">全職員</td> <td rowspan="2">組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設所管課は、被害の発生が予想される場合は所管施設等の事前対策及び被害状況の確認を実施する(必要に応じて危機管理課から依頼)。 ※都市整備部、建設部、環境経済部、消防本部においては、これによらず部内基準に基づき対応する。</p>	配備体制	配備基準	対象職員	活動内容	予備体制	(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき	危機管理監が定めた者	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警戒級の可能性「高」が発表されたとき	1号体制 (注意体制)	(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき	危機管理課の主幹級以上の職員	2号体制 (警戒体制)	(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制	(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき	危機管理課職員	3号体制 (緊急体制)	(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき	全職員	応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制	(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき	・災害対策本部員 ・災害対策本部要員 ・必要に応じて全職員	4号体制 (非常体制)	(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき	全職員	組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制	(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき	<p>第2章 防災体制 第2節 防災体制（略）</p> <p>2 職員の配備区分</p> <p>(1) 職員の配備体制</p> <p>各配備体制における配備基準等については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1617 504 2834 1638"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>対象職員</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">予備体制</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき</td> <td rowspan="2">危機管理監が定めた者</td> <td rowspan="4">主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警戒級の可能性「高」が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1号体制 (注意体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき</td> <td>・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき</td> <td>危機管理課の主幹級以上の職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号体制 (警戒体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき</td> <td>・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員</td> <td rowspan="2">災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき</td> <td>危機管理課職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号体制 (緊急体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき</td> <td>全職員</td> <td rowspan="2">応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき</td> <td>・災害対策本部員 ・災害対策本部要員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号体制 (非常体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき</td> <td rowspan="2">全職員</td> <td rowspan="2">組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設所管課は、被害の発生が予想される場合は所管施設等の事前対策及び被害状況の確認を実施する(必要に応じて危機管理課から依頼)。 ※都市整備部、建設部、環境経済部、消防本部においては、これによらず部内基準に基づき対応する。</p>	配備体制	配備基準	対象職員	活動内容	予備体制	(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき	危機管理監が定めた者	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警戒級の可能性「高」が発表されたとき	1号体制 (注意体制)	(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき	危機管理課の主幹級以上の職員	2号体制 (警戒体制)	(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制	(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき	危機管理課職員	3号体制 (緊急体制)	(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき	全職員	応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制	(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき	・災害対策本部員 ・災害対策本部要員	4号体制 (非常体制)	(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき	全職員	組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制	(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき
配備体制	配備基準	対象職員	活動内容																																																													
予備体制	(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき	危機管理監が定めた者	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制																																																													
	(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警戒級の可能性「高」が発表されたとき																																																															
1号体制 (注意体制)	(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員																																																														
	(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき	危機管理課の主幹級以上の職員																																																														
2号体制 (警戒体制)	(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制																																																													
	(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき	危機管理課職員																																																														
3号体制 (緊急体制)	(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき	全職員	応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制																																																													
	(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき	・災害対策本部員 ・災害対策本部要員 ・必要に応じて全職員																																																														
4号体制 (非常体制)	(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき	全職員	組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制																																																													
	(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき																																																															
配備体制	配備基準	対象職員	活動内容																																																													
予備体制	(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき	危機管理監が定めた者	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制																																																													
	(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警戒級の可能性「高」が発表されたとき																																																															
1号体制 (注意体制)	(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員																																																														
	(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき	危機管理課の主幹級以上の職員																																																														
2号体制 (警戒体制)	(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制																																																													
	(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき	危機管理課職員																																																														
3号体制 (緊急体制)	(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき	全職員	応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制																																																													
	(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき	・災害対策本部員 ・災害対策本部要員																																																														
4号体制 (非常体制)	(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき	全職員	組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制																																																													
	(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき																																																															

第1編 総則

頁	改正案	現行
1-15	<p>【災害対策本部の本部員及び組織】</p> <p>《本省会議》</p> <p>【本部長】 ・市長</p> <p>【副本部長】 ・副市長</p> <p>【本部員】 ・教育長 ・副教育長 ・危機管理監 ・市民生活部長 ・総合政策部長 ・総務部長 ・環境経済部長 ・健康福祉部長 ・都市整備部長 ・建設部長 ・会計管理者 ・学校教育部長 ・生涯学習部長 ・議会事務局長 ・消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生活部 <ul style="list-style-type: none"> 総務班 危機管理課、交通政策課 被災者対策班 市民課、南河原支所 生活班 地域活動推進課 総合政策部 <ul style="list-style-type: none"> 企画班 企画政策課 秘書・渉外班 秘書課 財政班 財政課 管財・輸送班 財産管理課、情報政策課、公共施設再編・まちづくり準備室 広報広聴班 広報広聴課 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 文書班 総務課、選挙管理委員会 人事給与班 人事課 被害調査班 総務課、税務課、収納課、人権・男女共同参画推進課、地域交流センター、南河原隣保館、男女共同参画推進センター 環境経済部 <ul style="list-style-type: none"> 物資班 税務課、収納課 契約班 契約検査課 防疫班 環境課、環境センター 廃棄物処理班 環境課、粗大ごみ処理場 商工対策班 商工観光課 農業対策班 農政課、農業委員会 健康福祉部 <ul style="list-style-type: none"> 避難支援班 福祉課、子ども未来課、こども家庭センター、高齢者福祉課、地域共生社会推進課、健康課、長野保育園、持田保育園、南河原保育園 救護保健班 こども家庭センター、健康課 都市整備部 <ul style="list-style-type: none"> 都市施設対策班 都市計画課、企業誘致課 住宅応急対策班 建築開発課 下水道処理班 下水道課、上下水道経営課 給水班 水道課、上下水道経営課 水道施設対策班 水道課、上下水道経営課 建設部 <ul style="list-style-type: none"> 土木対策班 管理課、道路治水課 公有建築物対策班 道路治水課、営繕課 経理班 会計課 消防本部 消防総務課、予防課、消防署 学校教育部 教育総務課、教育指導課 生涯学習部 生涯学習課、スポーツ振興課、文化財保護課 協力部 議会事務局、監査委員事務局、学校給食センター、教育支援センター、教育文化センター、中央公民館、図書館、郷土博物館 	<p>【災害対策本部の本部員及び組織】</p> <p>《本省会議》</p> <p>【本部長】 ・市長</p> <p>【副本部長】 ・副市長</p> <p>【本部員】 ・教育長 ・危機管理監 ・市民生活部長 ・総合政策部長 ・総務部長 ・環境経済部長 ・健康福祉部長 ・都市整備部長 ・建設部長 ・会計管理者 ・学校教育部長 ・生涯学習部長 ・議会事務局長 ・消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生活部 <ul style="list-style-type: none"> 総務班 危機管理課、交通政策課 被災者対策班 市民課、南河原支所 生活班 地域活動推進課 総合政策部 <ul style="list-style-type: none"> 企画班 企画政策課 秘書・渉外班 秘書課 財政班 財政課 管財・輸送班 財産管理課、情報政策課 広報広聴班 広報広聴課 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 文書班 総務課、選挙管理委員会 人事給与班 人事課 被害調査班 総務課、税務課、収納課、人権・男女共同参画推進課、地域交流センター、南河原隣保館、男女共同参画推進センター 環境経済部 <ul style="list-style-type: none"> 物資班 税務課、収納課 契約班 契約検査課 防疫班 環境課、環境センター 廃棄物処理班 環境課、粗大ごみ処理場 商工対策班 商工観光課 農業対策班 農政課、農業委員会 健康福祉部 <ul style="list-style-type: none"> 避難支援班 福祉課、子ども未来課、こども家庭センター、高齢者福祉課、地域共生社会推進課、健康課、長野保育園、持田保育園、南河原保育園 救護保健班 こども家庭センター、健康課 都市整備部 <ul style="list-style-type: none"> 都市施設対策班 都市計画課、企業誘致課 住宅応急対策班 建築開発課 下水道処理班 下水道課、上下水道経営課 給水班 水道課、上下水道経営課 水道施設対策班 水道課、上下水道経営課 建設部 <ul style="list-style-type: none"> 土木対策班 管理課、道路治水課 公有建築物対策班 道路治水課、営繕課 経理班 会計課 消防本部 消防総務課、予防課、消防署 学校教育部 教育総務課、教育指導課 生涯学習部 生涯学習課、スポーツ振興課、文化財保護課 協力部 議会事務局、監査委員事務局、学校給食センター、教育支援センター、教育文化センター、中央公民館、図書館、郷土博物館

第1編 総則

頁	改正案			現行		
1-16	市民生活部	<p>総務班 (危機管理課) (交通政策課)</p> <p>被災者対策班 (市民課) (南河原支所)</p>	<p>事務分掌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指令伝達に関する事。 ・本部の開設・閉鎖に関する事。 ・本部の庶務に関する事。 ・災害に関する情報の収集、伝達に関する事。 ・自衛隊及び緊急消防援助隊の応援要請及び連絡に関する事。 ・防災行政無線、広報車等による市民への広報に関する事。 ・関係機関との連絡に関する事。 ・関係機関に対する被害状況報告に関する事。 ・災害時における交通機関との連絡調整に関する事。 ・災害時における交通規制及び交通途絶時における交通応急対策に関する事。 ・行方不明者の照会に関する事。 ・遺体の処理及び埋葬に関する事。 ・埋火葬許可証の発行に関する事。 ・被害調査の集計に関する事。 ・被災者名簿の整理に関する事。 	市民生活部	<p>総務班 (危機管理課) (交通政策課)</p> <p>被災者対策班 (市民課) (南河原支所)</p>	<p>事務分掌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指令伝達に関する事。 ・本部の開設・閉鎖に関する事。 ・本部の庶務に関する事。 ・災害に関する情報の収集、伝達に関する事。 ・自衛隊及び緊急消防援助隊の応援要請及び連絡に関する事。 ・防災行政無線、広報車等による市民への広報に関する事。 ・関係機関との連絡に関する事。 ・関係機関に対する被害状況報告に関する事。 ・災害時における交通機関との連絡調整に関する事。 ・災害時における交通規制及び交通途絶時における交通応急対策に関する事。 ・行方不明者の照会に関する事。 ・遺体の処理及び埋葬に関する事。 ・埋火葬許可証の発行に関する事。 ・被害調査の集計に関する事。 ・被災者名簿の整理に関する事。
		総合政策部	<p>生活班 (地域活動推進課)</p> <p>企画班 (企画政策課)</p> <p>秘書・渉外班 (秘書課)</p> <p>財政班 (財政課)</p> <p>管財・輸送班 (財産管理課) (情報政策課) <u>(公共施設再編・まちづくり準備室)</u></p> <p>広報広聴班 (広報広聴課)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会との連絡に関する事。 ・自治会への各種災害広報及び避難に関する事。 ・外国人の避難及び救護に関する事。 ・被災者への相談窓口の設置に関する事。 ・帰宅困難者対策に関する事。 ・応援団体等との連絡調整(人的、物的応援を含む。)に関する事。 ・本部長、副本部長の秘書、渉外に関する事。 ・陳情、見舞等の応接に関する事。 ・災害関係予算の編成に関する事。 ・公有財産(教育関係を除く。)の被害状況調査及び転用に関する事。 ・災害対策用自動車の配備及び確保に関する事。 ・OA機器類の被害調査及び応急措置に関する事。 ・IT関連の業務に関する事。 ・災害広報及び報道機関との連絡に関する事。 ・災害記録写真等の作成に関する事。 ・ホームページやSNS等による情報発信に関する事。 	総合政策部

第1編 総則

頁	改正案	現行																				
1-22	<p>【職員区分、配置場所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 294 934 336">職員区分</th> <th data-bbox="934 294 1558 336">配備場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 336 934 451">課長職以上の職員及び危機管理課、秘書課、広報広聴課、福祉課、高齢者福祉課、建築開発課の職員並びに管理課、道路治水課、営繕課、都市計画課の一部の職員</td> <td data-bbox="934 336 1558 451">災害対策本部（市庁舎）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 451 934 567">消防職員及び<u>子ども家庭センター</u>、<u>健康課</u>、学校給食センターの職員並びに上下水道経営課、水道課、下水道課、南河原支所、中央公民館、図書館、郷土博物館の一部の職員</td> <td data-bbox="934 451 1558 567">それぞれの勤務場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 567 934 598">市内在住職員及び市近接の市外在住職員</td> <td data-bbox="934 567 1558 598">各地域の避難所となる指定施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 598 934 661">前記以外の市外在住職員</td> <td data-bbox="934 598 1558 661">災害対策本部（市庁舎）</td> </tr> </tbody> </table>	職員区分	配備場所	課長職以上の職員及び危機管理課、秘書課、広報広聴課、福祉課、高齢者福祉課、建築開発課の職員並びに管理課、道路治水課、営繕課、都市計画課の一部の職員	災害対策本部（市庁舎）	消防職員及び <u>子ども家庭センター</u> 、 <u>健康課</u> 、学校給食センターの職員並びに上下水道経営課、水道課、下水道課、南河原支所、中央公民館、図書館、郷土博物館の一部の職員	それぞれの勤務場所	市内在住職員及び市近接の市外在住職員	各地域の避難所となる指定施設	前記以外の市外在住職員	災害対策本部（市庁舎）	<p>【職員区分、配置場所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1558 294 2240 336">職員区分</th> <th data-bbox="2240 294 2864 336">配備場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1558 336 2240 451">課長職以上の職員及び危機管理課、秘書課、広報広聴課、福祉課、高齢者福祉課、建築開発課の職員並びに管理課、道路治水課、営繕課、都市計画課の一部の職員</td> <td data-bbox="2240 336 2864 451">災害対策本部（市庁舎）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 451 2240 567">消防職員及び<u>健康づくり課</u>、学校給食センターの職員並びに上下水道経営課、水道課、下水道課、南河原支所、中央公民館、図書館、郷土博物館の一部の職員</td> <td data-bbox="2240 451 2864 567">それぞれの勤務場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 567 2240 598">市内在住職員及び市近接の市外在住職員</td> <td data-bbox="2240 567 2864 598">各地域の避難所となる指定施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 598 2240 661">前記以外の市外在住職員</td> <td data-bbox="2240 598 2864 661">災害対策本部（市庁舎）</td> </tr> </tbody> </table>	職員区分	配備場所	課長職以上の職員及び危機管理課、秘書課、広報広聴課、福祉課、高齢者福祉課、建築開発課の職員並びに管理課、道路治水課、営繕課、都市計画課の一部の職員	災害対策本部（市庁舎）	消防職員及び <u>健康づくり課</u> 、学校給食センターの職員並びに上下水道経営課、水道課、下水道課、南河原支所、中央公民館、図書館、郷土博物館の一部の職員	それぞれの勤務場所	市内在住職員及び市近接の市外在住職員	各地域の避難所となる指定施設	前記以外の市外在住職員	災害対策本部（市庁舎）
職員区分	配備場所																					
課長職以上の職員及び危機管理課、秘書課、広報広聴課、福祉課、高齢者福祉課、建築開発課の職員並びに管理課、道路治水課、営繕課、都市計画課の一部の職員	災害対策本部（市庁舎）																					
消防職員及び <u>子ども家庭センター</u> 、 <u>健康課</u> 、学校給食センターの職員並びに上下水道経営課、水道課、下水道課、南河原支所、中央公民館、図書館、郷土博物館の一部の職員	それぞれの勤務場所																					
市内在住職員及び市近接の市外在住職員	各地域の避難所となる指定施設																					
前記以外の市外在住職員	災害対策本部（市庁舎）																					
職員区分	配備場所																					
課長職以上の職員及び危機管理課、秘書課、広報広聴課、福祉課、高齢者福祉課、建築開発課の職員並びに管理課、道路治水課、営繕課、都市計画課の一部の職員	災害対策本部（市庁舎）																					
消防職員及び <u>健康づくり課</u> 、学校給食センターの職員並びに上下水道経営課、水道課、下水道課、南河原支所、中央公民館、図書館、郷土博物館の一部の職員	それぞれの勤務場所																					
市内在住職員及び市近接の市外在住職員	各地域の避難所となる指定施設																					
前記以外の市外在住職員	災害対策本部（市庁舎）																					